

## 伊都キャンパス学生寄宿舍利用心得

本利用心得は、九州大学学生寄宿舍規則第14条に基づき定める、伊都キャンパス学生寄宿舍において、入居者同士が円滑に共同生活を送るために遵守しなければならない最低限のルールである。なお、入居者が本利用心得に違反し、当該違反行為について大学の警告に従わない場合は、退居処分となるので注意すること。

### 1 責務・禁止事項

#### 1-1. 入居者の責務

以下の事項は、学生寄宿舍入居者全員が必ず守らなければならない責務である。

- ① 定期健康診断を受診すること。
- ② 新入居者は、入居者説明会に参加すること。
- ③ 学生寄宿舍の消火・避難訓練に毎年、参加すること。
- ④ 学生寄宿舍内の行事には、積極的に参加すること。

#### 1-2. 学生寄宿舍内での禁止活動

- ① 学生寄宿舍内での布教活動は禁止する。
- ② 学生寄宿舍内での政治活動は禁止する。
- ③ 学生寄宿舍内での商業活動は禁止する。

#### 1-3. 喫煙及び飲酒

- ① 敷地内は、建物内外を問わず、居室を含めて全面禁煙とする。
- ② 建物内は、居室を除き、原則として全館禁酒とする。

※ 日本では20歳未満の喫煙及び飲酒は違法となる。

#### 1-4. 退居処分

以下に該当する者は、九州大学学生寄宿舍規則に基づき退居処分とする。

- ① 休学者
- ② 懲戒処分を受けた者
- ③ 学生寄宿舍内で窃盗、痴漢行為、暴行等の不法行為を行った者（当該行為の刑事訴追の有無は問わない。）
- ④ 3ヶ月を超えて寄宿料及び共益費（ドミトリー3にあつては光熱水費等を含む。）を滞納した者
- ⑤ 学生寄宿舍利用心得その他諸規則に違反する者で、当該違反行為について大学の警告に従わない者

## 2 施設の利用

### 2-1. 学生寄宿舎の利用（全般）

- ① 学生寄宿舎内の美化に努め、施設、備品は大切に使用すること。
- ② 自らの責により、学生寄宿舎内の施設及び備品や他の入居者に損害を与えた場合は、弁償しなければならない。
- ③ 備品類は居室や共用施設などの指定する場所から持ち出さないこと。
- ④ 入居者への訪問者の寄宿舎への出入りは、8時から22時までとする。
- ⑤ 入居者以外（保護者を含む。）の者の宿泊は、原則として禁止する。
- ⑥ ドミトリー3の入居者への訪問については、原則として当該ユニットの他の居住者の同意を得ること。
- ⑦ 学生寄宿舎内でのペット等動物の飼育は禁止する。敷地内にいる野良猫やハト等にエサを与えないこと。

### 2-2. 共用施設の利用

- ① 学生寄宿舎には以下の共用部分の施設がある。
  - ・ドミトリー1：多目的ホール
  - ・ドミトリー3：多目的室1及び2、（バーベキュースペースの利用は別途定める。）
  - ・伊都協奏館：多目的ホール、交流サロン
- ② 共用施設の利用時間は、9時から21時までとする。（片づけの時間を含む。）
- ③ 利用時は施設の美化に努め、利用後は必ず後片づけ及び施錠を行うこと。
- ④ 共用施設の利用を希望する場合は、利用目的を明確にし、利用する者の名簿を申請書に添付し、管理人室に提出すること。
- ⑤ 学生寄宿舎の入居者以外の者は、共用施設の利用申請はできない。（特定大型教育研究プロジェクトによるドミトリー3の利用は除く。）

### 2-3. 談話室の利用

- ① 各階談話室については、利用申請は要しない。ただし、利用が集中する時期は、申請を必要とする場合がある。
- ② 談話室の利用時間は、原則として9時から22時までとする。
- ③ 学生寄宿舎の入居者以外の者は、談話室を利用できない。

## 3 手続き

### 3-1. 駐輪等

- ① 事情により許可された者を除き、入居者の自動車の駐車は禁止する。来訪者等の一時駐車については、管理人に申請し許可を得て駐車すること。
- ② 駐輪場にバイク、自転車を駐輪する場合は、事前に願い出ること。許可後は指定された場所に駐輪し、ステッカーを貼付すること。不用になった自転車等は、各自で処分すること。

### 3-2. 居室変更

- ① 居室の変更は、原則として認めない。
- ② 留学生のうち、家族との同居により夫婦室への移動を希望する者は、管理人室に申し出ること。

### 3-3. 退居手続き

- ① 入居許可期間終了前に退居を希望する場合は、退居日の1ヶ月前までに退居届を管理人に提出すること。
- ② 退居月の寄宿料及び共益費（ドミトリー3にあつては光熱水費等を含む。）は1ヶ月分とし、日割り計算は行わない。
- ③ 必ず入居者自身が退居手続きを行い、管理人の点検をうけること。友人や代理人に退居手続きを行わせることはできない。
- ④ 退居時までには管理人と共に居室内の点検を行うこと。
- ⑤ 預かり金は退居時に精算するものとし、自らの責による汚損や破損の修復費用に充当した分を差し引いて返還する。修復費用が不足する場合は、入居者自身が負担すること。

## 4 生活上の留意事項

### 4-1. 管理人

- ① 管理人は、24時間（土日祝日を含む毎日）管理人室に常駐する。（ドミトリー3にあつては管理人は、8時30分から19時30分まで（土日祝日を含む毎日）管理人室に常駐する。）
- ② 管理人が不在となる19時30分から8時30分までのドミトリー3の緊急対応は、ドミトリー2の管理人室へ電話すること。

### 4-2. 共同生活全般

- ① 学生寄宿舎内の掲示物は毎日見て、掲示内容に注意すること。
- ② ランドリー内での洗濯物は自己管理し、長時間放置しないこと。
- ③ 設備（エアコン等）、備品（机、椅子、収納付きベッド、冷蔵庫等）及び居室は、大切に使用し居室から許可なく備品等を持ち出さないこと。
- ④ ベランダの外壁に布団を干すと、落下などの危険があるので、ベランダ内に干すようにすること。
- ⑤ カビ防止のため、居室は、適宜、換気を行うこと。  
水詰まりの原因になるので、洗面台と風呂場の排水口は、こまめに掃除すること。
- ⑥ 排水パイプが詰まる原因になるので、油、汁、残飯を排水口に流さないこと。油を処理する際には市販の油凝固剤か古新聞を利用すること。
- ⑦ ゴミは、各自決められた日時に、所定の場所に指定されたゴミ袋に入れて出すこと。

### 4-3. 光熱水費等

- ① 居室の電気料、水道料、電話料、NHK受信料及びインターネット回線利用料等については、入居者自身で契約を行うこと。（ドミトリー3の電気料、水道料及びインターネット回線使用料は、大学で契約を行う。）
- ② 退居時は、入居者自身が契約の解除を連絡し、精算すること。（ドミトリー3は除く。）

#### 4-4. 防災・防犯

- ① 防犯のため居室の戸締り及び鍵の保管に十分に注意すること。
- ② 鍵（ゲストカード含む。）を紛失した場合は、直ちに管理人へ届け出ること。（なお、鍵の再発行費として所要の費用を負担すること。）
- ③ 鍵は大切に保管し、複製しないこと。
- ④ 居室を出るときは必ず、施錠すること。
- ⑤ 不審者を見かけたら、管理人室もしくは夜間メンテナンスサービスダイヤルに連絡すること。
- ⑥ 消防設備の点検や設備品の修理のため、また火災・地震などの緊急時にやむを得ず職員や業者が入室する場合がある。
- ⑦ 自転車やバイクは施錠すること。
- ⑧ 火気の取扱いには十分に注意すること。
- ⑨ 火災予防のため、カセットコンロ、石油ストーブ及び耐震装置のついていない電気ストーブの使用は禁止とする。
- ⑩ 談話室、廊下及び非常階段など共用場所に、私物等を一切置かないこと。ベランダは、緊急時の避難経路になるので、私物等を置かないこと。